

さいたま市電気需給契約基準約款

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第3条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第4条 受注者が一般送配電事業者と接続供給契約等を締結し、発注者に電気の供給を行う場合において、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務（発注者に起因し生ずる金銭債務を除く。）は、受注者が負担するものとする。

(高圧電力の契約)

第5条 契約電力が500キロワット以上の場合において、当該契約電力は、使用する負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、操業度等を基準とし、発注者と受注者とが協議し定めるものとする。

2 前項の契約電力は、契約上使用できる電気の最大需要電力であり、第11条の計量により算定する値が原則としてこれを超えないものとする。

第6条 契約電力が50キロワット以上500キロワット未満の場合において、各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少する場合等で、1年間を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき。

(低圧電力の契約)

第7条 契約電力が50キロワット未満の場合において、当該契約電力は、使用する負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、操業度等を基準として、発注者と受注者とが協議し定めるものとする。

2 前項の契約電力は、契約上使用できる最大電力である。

(契約電力の変更)

第8条 第5条第1項及び前条第1項の規定による契約において、契約電力を変更する場合は、発注者と受注者とが協議をし、これを変更するものとする。

2 契約電力が50キロワット以上の場合において、発注者が、前項の協議を経ずに契約電力を超えて電力を使用したときは、発注者と受注者とが協議をし、契約超過金の支払いの

適否及びその金額を決定するものとする。

- 3 第6条の場合において、最大需要電力が500キロワット以上になるときは、契約電力を発注者と受注者とが協議し速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第6条によって定めることとする。

(電灯の契約)

第9条 電灯の契約をする場合における契約容量及び契約電流は、発注者と受注者との協議によって、使用する負荷設備及び受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、操業度等を勘案し、これを定めるものとする。

- 2 前項の契約容量及び契約電流は、契約上使用できる電気の最大容量及び最大電流とする。

(契約容量等の変更)

第10条 前条第1項の規定による契約において、契約容量又は契約電流を変更する場合は、発注者と受注者とが協議をし、これを変更するものとする。

(計量及び検査)

第11条 計量日は、毎月1日とする。ただし、発注者と受注者との協議により、別に定めることができる。

- 2 受注者は一般送配電事業者から受領した検針の結果を発注者に通知し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第12条 この契約に係る料金の算定期間は、原則として前月の計量日から当該月の計量日の前日までとする。

(料金の支払及び遅延利息)

第13条 発注者の責に帰すべき事由により受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払わなかった場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額から、消費税額及び地方消費税額(以下「消費税等相当額」という。)から電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金(以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。)に110分の10を乗じて得た金額(円未満の端数は切り捨てるものとする。)を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対し、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(機密の保持)

第14条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、この契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

(2) この契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 受注者がこの契約の履行にあたり、第三者と契約を締結する際、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者とのこの契約の履行に係る契約をしていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、受注者がこの契約条項に違反したとき。

（談合等による解除）

第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受注者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受注者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）の独占禁止法第89条第1項又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定す

る刑が確定したとき。

(違約金)

第16条 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量等に基づき、契約書別紙「契約金額一覧表」第2項に準じて算定した料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に110分の10を乗じて得た金額（円未満の端数は切り捨てるものとする。）を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(不当介入等に対する措置)

第17条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から不当な介入を受けたときは直ちに発注者に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に係る契約をしていた第三者が暴力団関係者から不当な介入を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、当該者に対して、警察に通報するよう指導しなければならない。

(臨機の措置)

第18条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第19条 受注者の責に帰する事由により本契約に基づき発生した損害のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。

(損害賠償)

第20条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(談合等による損害賠償の予約)

第21条 受注者は、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することなく、損害賠償金として、契約期間に係る契約電力及び予定使用電力量等に基づき、契約書別紙「契約金額一覧表」第2項に準じて算定した金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、受給の完了の前後を問わない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合に

において、発注者がその超える分について受注者に対し請求することを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(紛争の解決)

第22条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協義して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた場合には、民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停によりその解決を図る。

2 発注者又は受注者は、前項に規定する調停の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起をすることができない。

(協議)

第23条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、発注者と受注者とが協議の上決定するものとする。

(補則)

第24条 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

附 則

この約款は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成23年8月22日から施行する。

附 則

この約款は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成29年1月15日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年10月1日から施行する。